

岩手県告示第936号

風致地区内の建築等の規制に関する条例（昭和45年岩手県条例第19号）第2条第1項の規定により、風致地区の種別ごとの範囲を次のとおり区分し、風致地区内の建築等の規制に関する条例の規定により区分した風致地区の種別ごとの範囲（平成12年岩手県告示第199号）は、廃止する。

平成22年12月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 盛岡広域都市計画高松風致地区

- (1) 第1種地区 盛岡市三ツ割字金比羅前並びに上田字狐森及び字毛無森の全部並びに北山二丁目、高松一丁目、高松三丁目、上田堤一丁目、上田堤二丁目、三ツ割二丁目並びに上田字庚申窪、字上堤頭、字堤頭、字稻荷窪及び字北山の各一部（別紙図面のとおり。）
- (2) 第3種地区 盛岡市高松一丁目、高松三丁目、緑が丘一丁目及び上田堤一丁目の各一部（別紙図面のとおり。）
- (3) 第4種地区 盛岡市北山二丁目、高松一丁目、高松三丁目、緑が丘一丁目、上田堤二丁目及び三ツ割二丁目の各一部（別紙図面のとおり。）

2 盛岡広域都市計画山王風致地区

- (1) 第1種地区 盛岡市新庄字不動の全部並びに八幡町、東中野町、小杉山、東新庄一丁目、東新庄二丁目、新庄字新田、字中鼻、字瀬戸及び字岩山、加賀野字オノ神、東中野字里東願寺並びに川目第19地割の各一部（別紙図面のとおり。）
- (2) 第3種地区 盛岡市東中野町、小杉山、東新庄一丁目、東新庄二丁目並びに新庄字中鼻及び字瀬戸の各一部（別紙図面のとおり。）
- (3) 第4種地区 盛岡市八幡町、山王町及び小杉山の各一部（別紙図面のとおり。）

3 宮古都市計画浄土が浜風致地区

- (1) 第1種地区 宮古市日立浜町並びに鉾ヶ崎第6地割及び第7地割の各一部（別紙図面のとおり。）
- (2) 第3種地区 宮古市鉾ヶ崎第6地割及び第7地割の各一部（別紙図面のとおり。）
- (3) 第4種地区 宮古市日立浜町の一部（別紙図面のとおり。）

備考 「別紙図面」は省略し、岩手県県土整備部都市計画課及び関係広域振興局土木部又は土木部土木センター並びに関係市役所に備えておいて縦覧に供する。